

令和4年度沖縄県障害者虐待防止 権利擁護研修（行政説明②）

沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課
事業指導支援班 本田

※本資料は、厚生労働省主催のR4年度虐待防止権利擁護研修資料を沖縄県障害福祉課が編集したものです。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

[見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、**減算要件の追加**を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、**運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を定期的**に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的**に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、**令和5年4月から適用**する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長: 管理者
 委員: 虐待防止マネジャー
 (サービス管理責任者等)
 看護師・事務長
 利用者や家族の代表者
 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
 サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

合同開催
も可能

虐待防止委員会

委員長: 管理者
 委員: 虐待防止マネジャー
 (サービス管理責任者等)
 看護師・事務長
 利用者や家族の代表者
 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
 サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

合同開催
も可能

虐待防止委員会

委員長: 管理者
 委員: 虐待防止マネジャー
 (サービス管理責任者等)
 看護師・事務長
 利用者や家族の代表者
 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
 サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き

令和4年4月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

(4) 虐待防止委員会の役割

委員会には、「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」の3つの役割があります。

第1の「虐待防止のための計画づくり」とは、虐待防止の研修や、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、マニュアルやチェックリストの作成と実施、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくりです。

労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト。

	改善 不要	改善 必要
残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか。
休日出勤はあるか、あっても多くなっていないか。
休憩する時間と場所が確保されているか。
年休は法定以上付与され義務日数以上取得している、且つ取得しやすい状況であるか。
宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか。
勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か（運番の後の早番はないか等）。
上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか。
人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていないか。
各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られているか。
指示命令系統は明確になっているか。
業務の内容や方針にしっかりとした説明があるか。

第2の「虐待防止のチェックとモニタリング」とは、虐待防止の取組の実施プロセスです。後述するチェックリストにより、委員会によって虐待が起こりやすい職場環境の確認を行い、また各職員が定期的に自己点検し、その結果を虐待防止マネージャー（サービス管理責任者等）が集計し虐待防止委員会に報告します。また、サービス管理責任者においては、利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況（課題）等も踏まえながら、現場で抱えている課題を委員会に伝達します。併せて、発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告します。

※既存のチェックリストでは、労働環境（職場環境、人員配置過不足、人員スキル等）、労働条件（宿直やインターバル等）、人間関係（労働環境に起因するもの）、相談体制（職場の仕組みとして）、会議体の設定等の経営者とともに行わなければならない項目が不足している場合が多いため、これを補うことが必要です。

委員会では、この現況を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、経営者と一体で取り組むもの、虐待防止委員会・各部署単位で取り組むもの、職員個人で取り組むもの3つに分類し、具体的に検討の上、経営計画への反映や、職員への研修計画や各部署の職員が取り組む改善計画に反映し、虐待防止マネージャーを中心として各部署で具体的に取り組みます。

第3の「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」とは、虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこととなります。

<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント>

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究事例集」(PwC コンサルティング合同会社) より一部抜粋

○身体拘束等の適正化

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	① 記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	② 身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまどめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。 ③ 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討することも差し支えない。」としています。 ④ 既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。 ⑤ 身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。
研修の実施	⑥ 身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ⑦ 域内で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。 ⑧ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。
指針の整備	⑨ 身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた 体制整備等の取組事例集（暫定版）

令和4年3月

PwC コンサルティング合同会社

4. 障害者虐待防止に向けた体制整備等に関する参考資料

○ 本章では、3章の事例の中で紹介された資料を取録しています。

資料1 障害者権利擁護・虐待防止対応規程（社会福祉法人 みんなでいきる）

資料2 身体拘束等のガイドライン（社会福祉法人 みんなでいきる）

資料3 虐待防止委員会運用説明資料（社会福祉法人 フラット）

資料4 身体拘束等の状況を記録するフォーマット（社会福祉法人 フラット）

資料5 障害者虐待防止チェックリスト（色えんびつ（社会福祉法人 滝乃川学園））

資料6 虐待防止マニュアル（色えんびつ（社会福祉法人 滝乃川学園））

資料7 虐待防止チェックリスト（のぞみの郷高社（社会福祉法人 高水福祉会））

資料8 障害者虐待が疑われる場合に取りべき対応フロー図（のぞみの郷高社（社会福祉法人 高水福祉会））

資料9 虐待防止委員会の運営細則（社会福祉法人 十愛療育会 横浜医療福祉センター港南）

資料10 入所者・外来利用者への虐待・差別把握時の対応フロー（社会福祉法人 十愛療育会 横浜医療福祉センター港南）

資料11 事業所訪問研修資料（半田市障がい者相談支援センター）

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における 障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。

平成24年10月から、障害者虐待防止法が始まりました。
法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。

目的 法の名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ① 養護者による障害者虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。
 - ① 身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、痛みを生じさせる行為を行き、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
 - ② 放棄・放置（障害者を養育させるような適切な食事又は長時間の放置等による心身の行為に可憐な行為の放置等）
 - ③ 心理的虐待（障害者に対する悪意ある暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に悪意ある心理的外傷を与える言動を行くこと）
 - ④ 性的虐待（障害者に関し、わいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
 - ⑤ 経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

障害者虐待防止法の目的は、虐待を防止することによって障害者の権利及び利益を擁護することです。

この法律においては、「障害者虐待」を虐待の主体に着目して以下の3つに分類しています。

- ① 養護者（障害者をお世話しているご家族等）による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等（障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員）による障害者虐待
- ③ 使用者（障害者を雇用する会社の雇用主等）による障害者虐待

「障害者虐待」の行為については、以下の5つに分類しています。

- ① 身体的虐待（叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等）
- ② 放棄・放置（食事や排泄、入浴、洗濯等身近の世話や介助をしない等）
- ③ 心理的虐待（脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等）
- ④ 性的虐待（性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等）
- ⑤ 経済的虐待（本人の同意なしに年金・賞金・財産や預貯金を処分する等）を行った場合。

更新日：2022年9月14日

障害者虐待防止法

お知らせ

障害者虐待防止に係る県内の対応状況

【令和4年度義務化】障害者虐待防止の更なる推進について（運営規程等モデル記載例の改訂）

1障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月から施行されました。障害者虐待防止法では、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などが定められています。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。（下記リンクから閲覧できます。）

厚生労働省ホームページ（外部サイトへリンク）

2虐待に関する通報など虐待防止の取り組み

障がい者虐待を発見した場合は、市町村や都道府県に通報しなければなりません。

相談・通報の窓口となる市町村虐待障害者虐待防止センターと県障害者権利擁護センターが、平成24年10月から設置されています。

虐待を受けた障害者本人からの届出を受け付けます。また、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は通報してください。

- 養護者（身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等）
- 施設従事者（障害者支援施設又は障害福祉サービス事業等の業務に従事する者）
- 使用者（障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者）

による虐待を受けた障害者本人、又は虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、速やかに、最寄の（又は障害福祉サービスの支給決定を受けた）市町村（障害者虐待防止センター）へ届出・通報してください。なお、使用者による障害者虐待については県（障害者権利擁護センター）でも届出・通報を受け付けます。

<届出・通報窓口>

沖縄県内市町村（障害者虐待防止センター）届出・通報窓口一覧（令和4年5月9日現在）（エクセル：70KB）

障害者虐待の例

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。	平手打ちする。殴る。壁に叩きつける。つねる。無理やり食べ物や飲み物を口に入れる。やけど、打撲させる。身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基つかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。部屋に閉じ込める。施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる。）
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）	性交。性器への接触。性的行為を強要する。裸にする。キスする。本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。わいせつな映像を見せる。
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。	「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる。怒鳴る。ののしる。悪口を言う。仲間に入れない。子ども扱いする。人格をおとしめるような扱いをする。話しかけているのに意図的に無視する。
放棄・放任（ネグレクト）	食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。	食事や水分を十分に与えない。食事の暑い偏りによって栄養状態が悪化している。あまり入浴させない。汚れた服を着させ続ける。排泄の介助をしない。髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしない。ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる。病气やけがをしても受診させない。学校に行かせない。必要な福祉サービスを受けさせない、制限する。同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	年金や賃金を渡さない。本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する。日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

虐待していても虐待者本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

障害者虐待発見チェックリスト（PDF：15KB）

障害者虐待の防止と対応

- 通報又は届出（障害者本人からの虐待を受けた旨の届出）を受けた市町村は、障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、関係者と対応に関する協議を行い（施設従事者及び使用者による障害者虐待につい

ては県及び労働局とも連携し)、虐待解消に向けた取組を行います。

- また、養護者による障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えられるため、養護者との信頼関係を確立するように努め、家族関係の回復や生活の安定等が図られるよう支援します。

障害者虐待防止・対応マニュアル

[R4年4月改訂の主なポイント（障害者虐待の防止と対応の手引き）（PDF：74KB）](#)

[市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（令和4年4月）（PDF：5,000KB）](#)

[障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月）（PDF：1,388KB）](#)

[使用者による障害者虐待の防止についての概要（リーフレット）（PDF：1,084KB）](#)

[わかりやすい虐待防止法パンフレット（PDF：4,099KB）](#)

[【別冊】職場内虐待防止研修用冊子（PDF：2,356KB）](#)

[「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（暫定版）」（外部サイトへリンク）](#)

[（厚労省作成）障害者虐待防止法に関するQ&A（PDF：385KB）※平成24年11月27日掲載](#)

[（県作成）障害者虐待防止関係Q&A（PDF：32KB）※平成24年10月24日掲載](#)

【令和4年度義務化】障害者虐待防止の更なる推進について（運営規程等モデル記載例の改訂）

障害福祉サービス事業所等における「障害者虐待防止の更なる推進」のため、利用者の虐待防止等のための責任者や委員会の設置、従業者に対する研修の実施等について、令和4年度からの義務化に伴い、運営規程と重要事項説明書のモデル（記載例）を改訂しました。

つきましては、必要となる運営規程と重要事項説明書の改訂とともに、基準を遵守した運営を行っていただくようお願いします。

なお、今回の改正事項に係る運営規程や重要事項説明書の変更については、変更届の提出は不要とします。

運営規程と重要事項説明書のモデル（記載例）は下記リンクから確認をお願いします。

[運営規程・重要事項説明書モデル（障害福祉サービス）](#) ※障害福祉サービス事業、障害者支援施設

[障害児通所支援事業者等の申請書類様式集について](#) ※障害児通所支援事業、障害児入所施設

[【参考資料】虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進について（PDF：852KB）](#)

関連リンク

[厚生労働省（障害者虐待防止法通知・関連資料等）（外部サイトへリンク）](#)

お問い合わせ

■沖縄県障害者権利擁護センター（沖縄県障害保健福祉課内）

沖縄県庁 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話（代表）：098-866-2333

Copyright © Okinawa Prefectural Government. All Rights Reserved.

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

(虐待防止①)

問1 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

(答)

例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

(虐待防止②)

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

(答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」とこととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

(虐待防止③)

問3 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

(答)

虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果に従業者に周知すること、②従業者に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないこととしている。

また、虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

また、厚生労働省においては、今後、小規模な事業所における望ましい取組方法(体制整備や複数事業所による研修の共同実施等)について調査研究を行い、令和3年度中に具体的な手法をお示しする予定である。

なお、こうした小規模事業者への配慮は、身体拘束等の適正化のための取組においても同様と考えるものである。

県の取組(実地指導)

○沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。



上記の他、者入所、児入所・通所の条例がそれぞれ別であります。が、**全サービス共通して**、県が行う**実地指導において**、事業所の**非常勤職員を含む全職員に対して**、虐待防止の研修を**年1回以上、継続して実施**しているか確認し、実施していない場合は指摘事項として挙げ、**改善報告を求めます。**

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条

(中略)

3 指定事業者等は、**障害者等の人格を尊重する**とともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、**障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

(指定の取消し等)

第五十条 **都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。**

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定障害福祉サービス事業者が、**第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。**

(中略)

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は**虚偽の報告をしたとき。**

(中略)

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は**著しく不当な行為をしたとき。**

⇒ **改善指導に従わない・虚偽の報告をした場合は、指定取り消しを含めた行政処分が出される可能性があります。**

立入調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

- **障害者総合支援法**では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、**虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金**に処すことができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。
 - **虚偽の答弁をすると、罰金刑が科せられる場合があります。**
- 身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を**傷害、暴行の容疑**で地方検察庁に**書類送検**し、併せて行政の立ち入り調査に対し、**虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検**。
 - **虚偽の答弁をすると、傷害等の容疑に加え、罪が重くなる場合があります。**
- これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、**もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば**、行政による事実確認と指導等を通じて、**その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかった**と考えられる。
 - **早期の通報で、事件化を防ぐことができるかもしれません。**

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」
⇒虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検をすること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

通報は、すべての人を救う

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

事業所職員の皆さんへお願い

事業所内 又は利用者の 家庭 でも

「これ、虐待かも」と思う場合は、

誤解 を恐れず 匿名 でもよいので

市町村 に 通報 してください！